

## ごみステーション(集積場)の設置・利用など

ごみステーションは、利用する地域の皆さんで管理いただいています。利用方法や管理のルールなどは、ご利用のご近所の方や区長(組長)さん、オーナーさんなどにお尋ねください。

- ◎ごみステーションには、生活系ごみ以外のごみは出せません。事業系ごみは市のごみ処理施設に自己搬入するか、下記の許可業者に収集運搬を委託してください。
- ◎ごみステーションを新設、変更したい場合は、自治会や区などを通して市資源循環推進課(☎55-5305)と協議してください。

※申請書類は、市資源循環推進課の窓口にあります。

### 豆知識

ごみステーションに、分別できていないごみや処理できないごみが出されてしまったときは、警告シールを貼って取り残すことになるんだ。そして、再発・再犯防止を第一に、地域役員の皆さんと行政が一緒になって対処しているよ。一人ひとりが正しいごみ出しを心掛けてね！



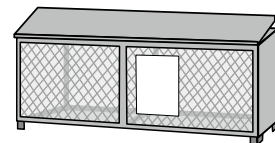
### ごみステーションの認定基準

- 使用する土地の所有者や管理者の承諾(許可)が得られる場所であること。
- 2~4トンの収集車が前進で横付けでき、安全に積み込み作業ができる場所であること。
- 効率的な収集のため、「燃やすしかないごみ」は、おおむね25世帯に1ヶ所、「埋立てるしかないごみ」と「資源ごみ」は、おおむね50世帯に1ヶ所とする。

### 集じん箱等設置事業補助金制度をご利用ください

自治会などがごみステーションに設置する「集じん箱等」に、市から補助金が出ます。必ず契約(購入)する前に、市資源循環推進課までご連絡ください。

補助率：2分の1 限度額：1集積場1基あたり5万円まで ※ネットやシートは補助金の対象外です。



## 一般廃棄物(ごみ)の収集運搬について

一般廃棄物(生活系ごみおよび事業系ごみ)を他人に運ばせるときは、必ず右の許可業者に委託してください。許可を持たない者が他人の廃棄物を収集運搬、処分を行うと「廃棄物処理法第25条」により刑罰が課せられます(5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはこの併科)。また、許可を持たない者の車にごみの排出者が同乗、同行してごみを搬入することもできません。

※委託の場合も、ごみ出しルールを守り、分別にご協力をお願いします。

※料金などは、許可業者に直接お問い合わせください。

### 悪質な不用品回収業者にご注意ください！

「無料回収」と称しながら、高額な料金請求をするなどトラブルが増加しています。また、集めた物品を不法投棄した疑いで業者が逮捕されるなどの問題も起きています。違法な不用品回収業者は、絶対に利用しないでください。

### 一般廃棄物(ごみ)収集運搬許可業者

会社名・屋号	所在地	電話番号
大田産業株式会社	亀岡市篠町	☎0771-23-4410
株式会社カンポ	京都市伏見区	☎075-933-6030
南丹清掃株式会社	亀岡市荒塚町	☎0771-22-4488
日進浄化槽センター株式会社	亀岡市安町	☎0771-22-5809
株式会社クリーンプラン	亀岡市旭町	☎0771-24-5161
松波商店	亀岡市追分町	☎0771-22-0223
安田産業株式会社	京都市伏見区	☎075-604-5353
有限会社キンキ	亀岡市篠町	☎0771-22-1155
サカエ産業株式会社	亀岡市大井町	☎0771-25-0045
有限会社丸加清掃	京都市伏見区	☎075-611-5599